

D739

690

様式44

令和 7年 2月28日

三 重 県 知 事 殿

三重県鈴鹿市長太旭町四丁目23番23号

医療法人百寿会

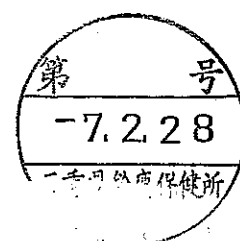
理事長 西城 英郎

059 (385) 55

決 算 届

令和 6年1月1日から令和 6年12月31日までの決算を終了したので、

医療法第52条第1項の規定により届出します。



事業報告書
(自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 12 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人百寿会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市長太旭町四丁目23番23号
- (3) 設立認可年月日 令和 5 年 2 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 令和 5 年 3 月 7 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	西城外科内科	2410315069	三重県鈴鹿市長太旭町 四丁目23番23号	一般病床 8床 療養病床 7床 令和6年6月30 日をもって無床 診療所へ

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 2 月 26 日 令和5年度決算の決定

令和 6 年 12 月 27 日 令和7年度事業計画及び収支予算の決定

理事・監事の選任

法人名 医療法人百寿会
所在地 三重県鈴鹿市長太旭町四丁目 2 3 番 2 3 号

※医療法人整理番号 D 7 3 9

財 産 目 録
(令和 6年12月31日現在)

1. 資	産	額	60,756	千円
2. 負	債	額	58,112	千円
3. 純	資 産	額	2,643	千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		31,395
B 固 定 資 産		29,360
C 資 産 合 計 (A + B)		60,756
D 負 債 合 計		58,112
E 純 資 産 (C - D)		2,643

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建	物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人百寿会

※医療法人整理番号

D 7 3 9

所在地 三重県鈴鹿市長太旭町四丁目23番23号

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
Ⅰ 流 動 資 産	31,395	Ⅰ 流 動 負 債	24,294
Ⅱ 固 定 資 産	29,360	Ⅱ 固 定 負 債	33,817
1 有 形 固 定 資 産	10,753	負 債 合 計	58,112
2 無 形 固 定 資 産	1,183	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	17,423	科 目	金 額
		Ⅰ 基 金	23,000
		Ⅱ 積 立 金	△20,356
		純 資 産 合 計	2,643
資 産 合 計	60,756	負 債 ・ 純 資 産 合 計	60,756

様式4-2

法人名 医療法人百寿会

※医療法人整理番号

D

7

3

9

所在地 三重県鈴鹿市長太旭町四丁目23番23号

損 益 計 算 書
(自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科	目	金 額
I 事業損益		
1 事業収益		142,774
2 事業費用		163,257
	事業損失	△20,482
II 事業外収益		2,326
	経常損失	△18,156
	税引前当期純損失	△18,156
	法人税等	72
	当期純損失	△18,228

監 事 監 査 報 告 書

医療法人百寿会

理事長 西城 英郎 殿

私は、医療法人百寿会の令和5会計年度（令和 6年 1月 1日から令和 6年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 2月20日

医療法人百寿会

監事 内藤 陽子